■人間とお金■
ほぼ週刊【松村拓也のメールマガジン】第 315 号
こんにちは、松村拓也です。
E-Mail と Facebook で松村拓也の活動についてほぼ毎週お届けしています。
ご意見、ご質問大歓迎です。
オンラインの議論をご希望の方は、気軽に返信ください。
・・・・・・・・・・・・・・・・
315　目次
1. トピックス：【地主の学校】査読のお願い
2. ブログより：人間とお金
3. 今週のお誘い＋今後の予定
4. アクセスポイント：問い合わせ先
5. このメルマガについて
バックナンバーはこちら
http://nanoni.co.jp/magazine/

・・・・・・・・・・・・・・・・

1. トピックス：【地主の学校】査読のお願い

査読（さどく）とは、研究者仲間や同分野の専門家による評価や検証のことなんですが、このお願いは、もっと素朴な「松村拓也の原稿チェック」ご協力のお願いです。
実は、一昨年の春に「地主の学校」を思いつき、8 月までに一旦書き終えたのですが、読み直してみると我ながらつまらなくて、しばらく放置していました。
当時は出版というよりは実際に「地主の学校」を作りたくて、その「カリキュラム」を考えていたのですが、そのうちに「教科書」的なものに変化して、最後は「地主学」的な学問の創設にまで夢が膨らんでしまいました。
ただ、そんないきさつを FB でつぶやいているうちに、「地主の学校・受講希望！」というメールをいただいたので、その必要性を痛感し、セミナー形式で一通りの講義をやってみました。
その結果、やはり書籍の完成を目指すべきだと気を取り直したところ、折しもコロナ禍での自宅勤務で執筆時間を確保できたので、まもなく完成できる目途が立ちました。
・
つきましては、数名の方に査読をお願いしたいと思い立ちました。
目的は、通読していただいて、重複した内容や説明不足による意味不明箇所などのご指摘をいただくことです。
自分でも推敲を重ねましたが、すでに頭が混乱気味です。
なので、ひとまず 5 月 5 日（水）を校了として、休暇をいただきます。
来週の 5/13(木)に、印刷製本並びに発想の準備を行いますので、その日を締め切りにしたいと思います。
原稿の分量ですが、文字数は約 14 万字で、岩波新書（42 文字×16 行）に換算すると 208 頁相当です。
これを A4 縦書き 2 段組で、76 頁にまとめ、A3 両面印刷で 19 枚分にまとめました。
お届け方法は、A4 サイズ印刷版を郵送いたしますので、気になった点の赤チェックやメモ書きなどをご記入の上、5 月 31 日までに返信用封筒で返信してください。
・
なお、執筆の目的は、あくまで印刷製本による自己使用ですが、お誘いがあれば出版もやる気満々です。

著作権は松村拓也に帰属いたしますので、無断転載などはご容赦ください。
もちろんご協力くださった方には、最終版やデータ提供なども致しますので、遠慮なくご相談ください。
というわけで、査読に関するお問い合わせや申し込みはこのメールに返信ください。
お待ちしてます！！

・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

2. ブログより：人間とお金

先日友人からこんな相談を受けた。
これから非営利法人を作ろうと思うのだが、社団法人と財団法人の違いがよくわからないと。
友人は、自分の経営する会社の相続について、銀行や友人から意見されるようになってきたという。
そんな時、以前僕が笑恵館の話をし、自分が作った社団法人に土地や建物を寄付することによって、相続による分割や税金を心配せずに、事業の永続化を目指していると聞いたのを思い出したそうだ。
これに対し、僕の答えは決まっていて、「社団法人を作りなさい」と言いたい。
だが、「どちらがいいのか」というのでなく、「どう違うのか」という問いなので、「社団法人が良い」は答えになっていない。
でも、「社団とは何か」を理解するために、社団でないもの＝財団について知ることは無駄ではない。
そこで僕は、この相談に快く応じると返事をした。
・
質問は、社団と財団それぞれの法人についてだが、そもそもこれらは法人でなくとも成立する。
そこでまず、社団と財団の違いの前に、自然人と法人の違いについてザックリ説明することにした。
法人とは、自然人以外で、法律によって「人」とされているもので、ここでいう「人」とは、権利義務の主体となることができる資格（権利能力）を認められたものをいう。（wiki より）
人に認められた権利能力は極めて多岐にわたるのだが、特に重要なのが「登記」する権利と言える。
日本では、登記するためには本人確認が必要になるため、そもそも本人確認の登記が必要で、自然人であれば「戸籍」に当たる効力を、法人になることで登記できる。
そして、この登記が必要とされる権利として「土地所有権」があげられるが、土地は永久に消滅しないので、個人の所有にとどまらず必ず移転することになる。
・
さて、社団とは特定の目的を持って結合された人間の集合体で、財団とは特定の目的を持って結合された財産の集合体のこと。
法人化しなくとも成立する概念ではあるが、ここではこれらが法人化した場合の話をしよう。
まず、社団が法人化するということは、複数の人間が一人の人間として権利能力を持つことになる。
つまり、個人との違いは病気やケガだけでなく死ぬこともない、後継者がいる限り不死身の人間となることだ。
その結果、構成員の間では、相続はもちろんのこと、贈与などの財産の移転は同一人物の内部取引となって無意味となる。
また、病気や脂肪など個人に与えられる免責事項は認められず、社会的責任能力が高い存在となる。
一方財団が法人化するということは、財産が人格を持つことを意味している。
つまり、個人との違いは社団と同様に死ぬことのない、財産がある限り不死身の人間になることだ。
その結果、設立時に財産を提供した人の思いや願いがその法人＝財産の目的となり、法人の構成員は、その運用を行う理事と、それを監視する評議員で構成される。

また、目的が守られ続けるという信頼性に基づく反面、法人の活動は目的に拘束され続ける。
・
こうして、法人化する際の社団と財団の違いを見てくると、おのずと明白な分岐点に気づくと思う。
それは、「人間とお金」のどちらを選ぶかという選択肢だ。
現在の法制度における財団法人の条件は、「300 万円以上の財産の拠出」があるのだが、つまり 300 万円さえあれば財団法人が作れてしまうということを意味している。
一方で、たとえ 100 億円の資産があろうとも、社団法人に寄付すればいいだけなので、社団と財団の選択肢にはほぼ制約が無いと言えるだろう。
そこで、「社団 or 財団」の選択肢は「人間 or お金」の分岐点と言って良い。
先日友人に対するアドバイスは、この辺りまで話したのだが、ここでは最後に、人とお金の違いについて考察したいと思う。
・
「お金」とは、一言で言えば他人に何かを依頼するサービス券のようなもの。
世界でお金を要求するのは人間だけで、石油を掘るのに地球に対し、マグロを釣るのに海に対し、お金を払う必要はない。
一方で、「人」とは何かを感じ、考え、実行する存在だ。
その時「お金」は一切不要だし、どんなにお金を払っても自分を含めた人の能力を高めたり、喜びを生み出すのは、お金そのものでなく、お金で得られる別の何かだ。
つまり、財団はお金の力で何かを成し遂げることを目指すのに対し、社団は人の力で何かを成し遂げることを目指すと言って良い。
あなたは、自分の目指す夢をよく考えて、人間が自分たちの力でやることなのか、お金の力で誰かにやってもらうことなのか、そのどちらかを選べばいい。
僕の選択肢は、初めに述べたのでもう言わないけど、こんな相談大歓迎だ。

http://nanoni.co.jp/20210503/

・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

3. 今週のお誘い＋今後の予定
【凡例】
■リモート、２m面談など歓迎：方法をご提案ください
〇面談歓迎：来て下さればあなたの面談を優先。
◎呼出歓迎：あなたのお誘いを優先、訪問可能。
●同行可能：僕の訪問先にお連れできます。
★参加可能：あなたも参加可能な予定です。
△同席不可：予定の前後は面談可能です。
▲留守不在：すみません、留守のためお許しを。

・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

（火）05/04 ■〇◎なのに作業日　09-17 時
（水）05/03 ■〇◎なのに作業日　09-21 時
（木）05/06 ▲出張（対馬）

（金）05/07 ▲出張（対馬）
（土）05/08 ▲出張（対馬・壱岐）
（日）05/09 ▲出張（壱岐）
（月）05/10 ▲出張（壱岐・俵山）
　　20-22 時　コミュニティつくりの学校Ⅲ（俵山＋リモート）

■その後の予定
05/12　10-17 時　○アントレハウスいづみ（反町）
05/13　15-16 時　△Ｓさん相談（笑恵館）
05/13　16-17 時　★日本土地資源協会経営会議（笑恵館）
05/13　17-19 時　★笑恵館クラブ運営会議（笑恵館）
05/13　19-21 時　★一宮庵クラブ運営会議（成城）
05/14　20-21 時　■カプラー起業交流会（リモート）
05/15　09-17 時　○アントレハウス笑恵館（笑恵館）
05/19　10-11 時　★山川山荘訪問（八ヶ岳）
05/19　13-16 時　△理知の杜評議員会（松本）
05/20　13-17 時　★なるほどデイ（笑恵館）
05/20　18-20 時　★笑恵館完全持ち寄り食事会（笑恵館）
05/27　17-19 時　★笑恵館クラブ運営会議（笑恵館）
06/01　20-22 時　★名栗の森オーナーシップクラブ 6 月例会（リモート）

松村の予定はこちらで随時公開しています。
http://nanoni.co.jp/schedule

・・・・・・・・・・・・・・・・

4. アクセスポイント：問い合わせ先

松村拓也
メール　takuya@nanoni.co.jp
携　帯　090-9830-3669
自　宅　株式会社 なのに(平社員)
〒226-0016 神奈川県横浜市緑区霧が丘 3-15-1
http://nanoni.co.jp/
職　場　一般社団法人 日本土地資源協会(代表理事)
http://land-resource.org/
笑恵館　〒157-0073 東京都世田谷区砧 6-27-19
http://shokeikan.com/
フェイスブックグループはこちら
https://www.facebook.com/groups/atamanonaka/
まぐまぐ版はこちら
https://www.mag2.com/m/0001693746